

マイケル・サンデル 「市場の道徳的限界論」の意義と課題 (二)・完

麻野 雅子

目次

はじめに

第一章 サンデルの基本的な立場

第一節 サンデルの立場の特徴と変遷

第二節 市場に対する考え方

第二章 サンデルの「市場の道徳的限界論」の内容

第一節 「市場の道徳的限界論」で検討されている具体的事例

第二節 市場が道徳的制限を課すべき根拠

第一項 不平等に関して (以上、三六巻二号)

第二項 腐敗に関して

第三節 市場の道徳的限界に関する公的議論を阻む要因

第三章 サンデルの「市場の道徳的限界論」の批判的検討

第一節 市場の自由をどう評価するか

第二節 市場の道徳的限界を議論する政治は可能か

おわりに (以上、本号)

第二節 市場が道徳的制限を課すべき根拠

第二項 腐敗に関して

サンデルは、「生きていくうえで大切なものに値段をつけると、そ

れが腐敗してしまうおそれがある」と指摘する。^①「腐敗」という言葉は、比喩的であり、その含意を明らかにする必要がある。以下、腐敗の意味を三つに分けて論じるが、これらは相互に密接に関連するものである。

腐敗の第一の意味は、目的として扱うべきものを手段化・道具化するることである。目的と考えるべき対象をそれ自体尊重して行為することとは、高級な規範に従うことであるのに対し、対象をお金で売り買ひする商品として扱うことは低級な規範で扱うことになる。「あるものを売買してもかまわないと判断するとき、われわれはそれを商品として、利益を得る道具、使うための道具として扱うのが妥当だと、少なくとも心のなかでは判断している。しかし、このやり方であらゆるものの価値が適切に測れるわけではない。」^②例えば、人間についてはどうか。人間を商品扱いし、競りの対象とする奴隷制はおぞましいものとされる。本来人間は尊厳と尊敬に値する人格として評価すべきであり、利益を得るための道具、利用する対象とみなしてはならないものだからである。とりわけ親の所有物とみなされがちな子どもについては、商品化されるリスクも大きい。本来子どもは、消費財や労働力と

してではなく、愛し世話に値する存在としてみられるべきであり、その意味で、子どもを産む権利（出産許可書）の売買もまた禁じられるべきである⁽³⁾。

目的の手段化は、いわゆる「用務員保険」の例でも論じられている。用務員保険とは、企業が自ら受取人となって従業員を被保険者としてかける生命保険のことである。これにより、企業は従業員の死によって儲けることとなり、たとえ保険に従業員自身が同意したとしても道徳的な不快さは消えない⁽⁴⁾。本来人の生命や健康は、それ自体目的として考えるべきものであり、その意味で、他人の生命を商売道具とする行為は、生命の価値を貶める行為であり、相手の苦しみや悲しみへの配慮を失わずという道徳的問題を生じさせる。そもそも生命保険は、死を対象とした「不快な賭け」という側面と、残された家族の生活保障や「お互いの安全のためにリスクを共同で負担する」という社会的目的を果たすという側面とがあり、その組み合わせによって存在が認められてきたものである。用務員保険は、保険がもつべき社会的目的が抜け落ち、単なる「投資」となってしまう。生命保険が社会的目的を問うことなく自由に売買されるとき、死にまつわる「投資」や「賭け」を許容する風潮が広がり、人の死が軽んじられることになる。こうした風潮下では、有名人の死亡を予測する賭博（デスプール）さえ、プレイヤーに楽しみと利益をもたらす娯楽として受け入れられることにもなりかねない⁽⁵⁾。

腐敗の第二の意味は、行為や制度、具体的な施設や場の意味を変えてしまうことである。この観点から問題になる事例をサンデルは多数

挙げている。

例の一つとして、議会での傍聴行列代行業がある。代行の依頼主は、利益団体や圧力団体であり、審議に特別な利害関心をもつ人たちである。この代行業が横行すると、傍聴席は一部の団体によって独占されることになる。本来議会は、広く市民に向けて開かれた議論を行う公共的な場であるが、お金を払って傍聴席を独占した人々にとっては、「公共善を実現する手段としてではなく私的利益の源」である。こうした扱いを許すことは、議会のありかた、議員の意識に影響をもたらす。つまり、傍聴行列代行業、つまり傍聴券の売買は、公共の場としての議会を侮辱する行為なのである⁽⁶⁾。

また民間のチケットも転売により意味が変わることがある。例えば、ローマ教皇ベネディクト一六世のミサがアメリカで行われた際に、無料チケットが配られたが、その数は需要をはるかに下回り、ダフ屋が横行することになった。教会側は、こうした行為はスクラメントを汚す行為であると非難した。つまり、宗教的儀式を「売買可能な商品として扱うことには敬意が欠けている、神聖な善を儲けの道具に変えてしまえば、誤った方法で評価することになる」というのである。また、有名な歌手であるブルース・スプリングステインは、自らのコンサートチケットを市場原理よりも安い価格に据え置くことで、ファンへの贈り物という意味を付加しているが、ダフ屋によって、チケットが市場価値で転売されることを認めれば、スプリングステイン自身を与えようとしたチケットの意味は奪われてしまう。

その他にも行為の意味を変えてしまう例は多数ある。環境を汚染す

る権利を販売すること(例えば、二酸化炭素排出権をお金持ちの国が買い取ること)は、環境が「経済的余裕のある人たちのためのゴミ捨て場」⁽⁸⁾であるという解釈を許してしまう。難民受け入れ枠の国家間売買が行われるなら、難民は、人権保護や公正の観点から救済すべき対象ではなく、財源確保の手段とみなされてしまう。スタジアムの命名権を売買することで、スタジアムは、みんなのもの、つまり市民共有の公共の場から、企業広告の単なる媒体、さらには企業の持ち物のようになってしまう。学校の教科書に企業の広告を掲載することは、学校という場、教科書に基づいての学習を、私的な消費生活と直結させることになり、その公共性を傷つけることになる。大学の入学資格を販売することは、大学がもつ学問の府という存在価値を自ら汚すことを意味する。大学の目的は学術面での高い成果を上げることと公民的善を追求することであり、通常の消費財のように、大学在籍資格を販売するのは適切ではないからである。このように、サンデルは、行為や制度、具体的な施設や場には、それぞれ固有の意味があり、それを尊重すべきだと考えている。⁽⁹⁾

サンデルは、様々な行為や制度から市場が道徳的意味をはぎ取っている例として、お金そのものの意味の変容についても論じている。例えば、市場主義の受容に伴って、何らかの違反に伴って支払うお金を、「罰金」ではなく、「料金」として理解される場面が増えている。これに関して、イスラエルにある保育所の事例が挙げられている。この保育所では子どもの迎えの時間に遅れた場合にお金をとるように制度を変更した。そもそもは「罰金」を付加することで遅れを減らそうとし

たのであったが、利用者の親からは、追加料金と理解され、結果遅れる人が増えた。追加料金を支払うことで、むしろ遅れることへの罪悪感は減少し、人々が規範を軽んじるようになってしまったからである。⁽¹⁰⁾ こうした規範の軽視は、自動車運転の際の速度超過にも見られる。お金のある人にとっては、速度超過の「罰金」も、好みのスピードで運転するための「料金」と解釈されうる。お金を払うだけでよいなら、お金のある人はいつでも規範から自由になれる。「罰金が妥当なのか料金が妥当なのかを決めるには、当の社会的機関の目的や、それを律すべき規範を説明しなければならぬ。その答えは、われわれが何について語っているかに応じて変わる。」⁽¹¹⁾ 例えば、速度超過の結果支払うお金と、ビデオレンタル店での延滞により支払うお金の意味は異なってくるであろう。公共的規範と私的契約とを混同することは、公共的規範の拘束力を損ない、公的義務意識の低下をもたらすことになりかねない。

また、何らかの義務や負担に対する返礼が必要なき、市場主義者は、「インセンティブ」と称してお金を渡そうとするが、これもまた道徳的腐敗をもたらすことがある。サンデルは、スイスでの核廃棄物処理場受け入れの際、連邦議会が村民に毎年補償金を支払う申出をした事例を挙げて、その腐敗の意味を説明する。この事例では、補償金支払い決定の結果、村民の施設建設への賛成は五一%から二五%へと半減した。負担を受け入れるための金銭の提供は、受け入れの意欲を増やすと予想されたが、実際村民は、自らの公共心を汚されたと感じた。つまり自分たちは、核エネルギーに依存しているのだから、廃棄

物はどこかに貯蔵されなければならず、自らの村が安全な貯蔵場所ならそれを受け入れようとする意志をもっていた村民は、侮辱されたと感じたのである。ここでは、金銭的インセンティブは、道徳的に中立的で無害なものとして機能するのではなく、受け取ってしまうと自らの名誉を傷つける「賄賂」と認識された。サンデルは、これを市民としての犠牲の意味を捉えそこなった事例とみる。現金はあらゆるものと交換できるという意味で、最も価値が高く歓迎されるべきだとする。市場の論理は、公共心が発揮されるべき場にふさわしいとは限らない。公共的な犠牲には、私的な現金による補償ではなく、公共的な財の提供で報いるべきであり、市場における価値判断が、あらゆる制度や場面で適切であるとはみなすのは間違っている⁽¹²⁾。

腐敗の第三の意味は、行為の動機を変えることである。これは、本来内発的な動機からそれ自体のためにする行為を、金儲けという動機による行為へと貶めることを意味する。例えば、子どもにとって勉強や読書は、それ自体目的として考えるべき行為、それ自体に喜びや意義を見出す行為のほすなのに、好成績をとった生徒に報奨金を支払ったり、一冊読書することにお金を与えたりする金銭的インセンティブを導入することで、勉強や読書がお金を稼ぐ手段になってしまう。「読書欲による読書」から「お金をもらうための読書」に変えることで、読解力スコアが向上する例も見られたが、全く成績が上がらなかつた例もあった。サンデルは、お金をもらうために勉強や読書をするのは、純粹に知的に楽しむ機会を奪うだけでなく、自らのために知性を育もうとする意志を汚し、読書や勉強を金儲けのための面倒な仕事へ

と墮落させると批判する。

健康維持についても、本来は自らの身体に気遣うという内発的動機から取り組むべき行為ではあるが、健康上必要な薬を飲もうとしない、禁煙や減量に取り組まない人たちも多い。そのような人たちの健康状態や病状の悪化は医療費の増加を生むので、保険会社や雇用主のなかには、薬を飲むたびに報奨金を与えるなどの金銭的インセンティブを用いようとする人たちも出てくる。実際、お金のために、薬を飲み、禁煙し、体重を減らすことは、コレステロール値や肥満度指数の適正化をもたらし、健康状態を改善させることになるかもしれない。しかしサンデルは、健康状態の改善において数値の達成だけでは不十分であるという。つまり健康状態の改善とは、「肉体の健康への正しい姿勢を育んだり、配慮や敬意をもって自分の身体を扱ったりすることに何かかわっている。人々にお金を払って薬を飲ませることは、そうした姿勢を育むのほとんど役に立たないし、それを損ねる可能性がある⁽¹³⁾」。本来自分の身体に配慮するのは自分自身を大切に思うからであつて、それは自尊心の重要な一部でもある。しかし、お金を得るために自らの身体への何らかの働きかけをすることは、他人によって自分自身が操られているという感覚を生じさせることになり、自尊心を損ねることになりかねない。適切な自尊心を育まない限り、健康維持への無関心は続き、いつまでも金銭的インセンティブから抜け出すことはできない。

またサンデルが動機の変質を危惧する例として、市民としての義務意識に関するものがある。市民の義務あるいは責任である投票権を

売ったり、陪審員の身代わりを雇ったりすれば、市民であることの価値を腐敗させることになる。すでに、第二の意味として指摘したことと重なるが、「市民の義務は私有財産ではなく公的な責任と考えるべき」であり、「市民の義務を他人に委託するのは、その品位を落とすことであり、その価値を誤った方法で評価することなのである」¹⁴。核廃棄物処理施設受け入れの例で指摘したように、お金を払うことは、ときに市民意識や公共心を傷つける。

同様に、金銭的インセンティブは、家庭や職場、自発的結社などの私的な領域で発揮される名誉や美徳という価値を侮辱することにもつながりかねない。その例として、ガンの研究や障害児の援助といった有意義な目的のために寄付を求めて家々を回って歩く、高校生のボランティア活動の実験例が挙げられている。高校生たちは、寄付の目的の重要性を説く短い激励スピーチを聞かされ送りだされた第一のグループ、同じ激励のスピーチを聞かされると同時に集めた金額に応じて金銭的報酬（第二のグループは1%の歩合、第三のグループは10%の歩合）を出すと告げられた、合計三つのグループに分けられた。結果最も多くの寄付を集めたのは、無報酬の第一のグループであった。第三のグループは第二のグループより多かったが、無報酬の第一のグループには及ばなかった。この結果を、サンデルは、金銭的インセンティブが、公共心に基づく活動をお金のための仕事に変質させ、「市場の道徳的市民的献身が排除された、あるいは少なくとも勢いがそがれた」¹⁵ためだと解釈している。

以上のように、サンデルは、お金を介在させることに伴う腐敗を説

明している。

第三節 市場の道徳的限界に関する公的議論を阻む要因

サンデルは、不平等と腐敗という二つの観点から市場に道徳的制限を課すべきだと主張している。しかし現代の人びとは市場主義の広がりをもたらす問題に鈍感であり、市場の道徳的限界を議論する機運が高まっているとはいえない。そうした議論を阻む要因として、サンデルは、二つ挙げている。一つが、市場信仰の強固さであり、もう一つが、公的言説の危うさである。

まず、市場信仰について説明しよう。市場主義者のみならず、現代では、経済システムとしての市場の有効性が広く認められている。市場は、財の分配において最も効率的で有効なメカニズムだと信頼されており、二〇〇八年の金融危機でさえ、信用を落としたのは銀行よりも政府だった¹⁶。こうした市場への信頼は、何より、市場が個人の自由と同意を尊重するという点から生まれている。市場での取引では、当事者の同意があれば、多くの場合それは正しいと受け入れられる。そのことは、取引の自由を保障するとともに、効率性を高める。規制や許可はその恣意性を疑われ政治そのものに不信の目が向けられているのに対し、市場の中立性は人びとの目に魅力的に映っている。

こうした市場の中立性は、「ある活動を商品化することはその活動を変えない」という信念を伴う。つまり、「この前提のもとでは、お金が何かを腐敗させたり、市場関係が非市場的規範を締め出したりすることは決してない」とされる¹⁷。しかしこれまで述べてきたように、

お金で売買できる商品として扱うことで、多くのものの道徳的意味を変質させ、その公的品格を奪い取る。また行為者の動機を内発的なものから金目当てへと変質させ、自尊心や美徳を傷つける。「経済学者はよく、市場は自力では動けないし、取引の対象に影響を与えることのないと決めつける。だが、それは間違いだ。市場はその足跡を残す。ときとして、大切にすべき非市場的価値が、市場価値に締め出されてしまうこともあるのだ。」¹⁸ サンデルは繰り返しのこのことの重大性を訴える。

市場の限界についての議論を阻むもう一つの根拠は、公的言説の危うさである。これはサンデルの政治哲学の中心的テーマとなるものである。現代、政党はますます党派色を強め、公的な場での政治論争の大半が、怒鳴り合いやライバル政党の批判に終始している。こうした現状、政治のありさまが、人びとの市場礼賛と政治不信を強めている。

その背景に、道徳的信条を押しつけたがる傾向を挙げる論者もあるが、サンデルはそうした解釈は誤っているという。問題なのは、議論が多すぎるのではなく、少なすぎることである。政治が過熱し暴走するのは、中身がほとんどなく、道徳的・精神的内容を欠いているからであり、人びとが関心を寄せる大きな問題にきちんと取り組んでいないからである。公的な場で道徳的信条を棚上げすべきという対立回避の姿勢が現在の市場勝利主義を許した。「市場を信奉してきたことと、道徳的・精神的議論に参与しながらない姿勢のために、われわれが支払った代償は大きかった。公的言説から道徳的・市民的エネルギーが失われ、こんにち多くの社会を苦しめているテクノクラートの管

理主義的な政治がはびこる羽目になったのだ。」¹⁹

市場の道徳的限界について考えるためには、こうした対立回避の姿勢を改め、どのような社会的善、価値を大切にすべきか、議論しなければならぬ。もちろん「道徳的な活力の増した公的言説が、仮にその真価を発揮したとしても、賛否の分かれる問題すべてを合意に導いてくれると期待するのは馬鹿げている。だが、より健全な公共の生活の創出にはつながるだろう。そして、何もかもが売り物にされる社会に生きることで、われわれがどんな代償を支払わされているかに気づかせてくれるだろう。」²⁰ こうした議論へのこだわりは、「善に対する正の優位」に依拠するリベリズム批判に始まり、共通善や公民的徳の重要性を説くにいたったサンデルの政治哲学を貫く信念と呼べるものでもある。

また、市場信仰のもと、共通善や公民的徳に言及した議論が下火になつている原因には、市場主義者の「倫理的行為は儉約が必要」という考え方も存在する。この考え方では、「利他主義、寛大さ、連帯、市民的義務などに頼りすぎるべきではない」とみなされるが、その理由は、「こうした道徳的感情は使えば枯渇する希少資源だから」ということにある。市場は、こうした「供給にかぎりある美徳」を使わず、利己心に依拠しているため、その持続可能性という点からも望ましいものだとみなされる。²¹ このような節約思考からすると、市民的義務や連帯感といった道徳心に訴えかけることで市場に道徳的制限を課すことは、できるかぎり控えるべきこと、いざというときにとっておくべきことということになる。

もちろん、サンデルはこうした考え方を批判し、「その比喩は誤解を招くおそれがある」という。「利他心、寛容、連帯、市民精神は、使うと減るようなものではない。鍛えることによって発達し、強靱になる筋肉のようなものだ。市場主導の社会の欠点の一つは、こうした美德を衰弱させてしまうことだ。公共生活を再建するために、われわれはもっと精神的に美德を鍛える必要がある。」⁽²³⁾ こう主張して、サンデルは、われわれの社会にある公共的な問題に対しては、その解決を市場に委ねるのではなく、市民的義務感や責任感をもった市民たちが連帯することで、問題解決の方法を探りだし、解決に向けての実践を積み重ねることが必要だと主張する。そうした共同の実践を可能にするためにも、道徳的な価値観に踏み込んだ話し合いが不可欠である。市民は自らを鍛え、市場主義の浸透に抵抗していかなければならないのである。

以上が、サンデルが展開する「市場の道徳的限界論」の内容である。次に、この議論に対する批判的検討に入っていきたい。

第三章 サンデルの「市場の道徳的限界論」の批判的検討

第一節 市場の自由をどう評価するか

サンデルは、不平等と腐敗という二つの観点から市場に道徳的制限を課すべきだという議論を展開している。これに対してさまざまな批判が提示されているが、ここでは、まず腐敗の問題に焦点を当てて、

市場の自由との両立という観点から検討していきたい。サンデルは、市場で商品として取引されることで、行為や事柄の価値が腐敗することがあると考えているが、腐敗は市場原理の拡大、あるいはその行為や財の商品化によって生じたものといえるだろうか。

森村進は、ある財の商品化がその財の価値を貶めることになるかどうかは、財の普遍的な性質というより、商品化が行われる社会によって変わることであるという。また、芸術作品など商品化されることで価値が向上する場合もあり、市場での売買は腐敗をもたらすばかりではないと指摘する。また、「市場の支持者といえども、あらゆる財が市場取引の対象となるべきだとは主張しない」として、公職や殺人ガス兵器を例として挙げている。さらに、「売ることができる」ということと「売ることを強制される」ということは別であり、市場は、その人が道徳的に売るべきでないと判断するものを売るように強制するわけではない。商品化するかどうか、売買すべきかどうかは、個人の自由な判断に委ねられており、市場は、その財に対する価値を強制してはいないのである。実際市場では、人びとが道徳的に望ましくないと判断したものは商品として売れず、淘汰の結果その商品は姿を消していく。市場とは、価値が現われる舞台、人びとが価値を判断する場であり、買いたくなければ買わなければよいし、値段をつけたくないならつけなければよい、それだけのことである。⁽²⁴⁾

サンデルもまた市場での売買が必ず腐敗をもたらすと述べているわけではなく、市場の存在そのものを否定しているわけではない。また市場での取引が原則禁止されている財やサービスがあることは、市場

において道徳的判断が働いていることを示すものであり、そのことは評価すべきであろう。ただ、「買いたくなければ買わなければよい、売りたいくなければ売らなければよい」ので問題はないとするなら、そうした主張には反論することになる。サンデルが繰り返し「市場は道徳的判断を下さないというのは誤りだ」と指摘しているのは、売買されること自体が人びとの価値観や美徳に、間接的であれ、影響を与えていることを重く見ているからである。

これは、ある人が道徳的に売ることが望ましくないと判断した財が市場で取引されていることその人に対する影響をどう捉えるかという問題ともいえる。森村は、この点「財を売る人々はそうでない人々に対して、後者が望まないような商品化に影響を及ぼしている」という市場の批判者の指摘は正しいと認めている。杉田敦も、サンデルの『民主政の不満』に対する書評のなかで、市場の取引に対する「規制が行われなくても、すべてを個人の選択の問題と考えるリベラルはさして痛痒を感じないが、宗教やその他の理由から、規制されない限り苦痛を感じる人々にとっては耐え難いという、一種の非対称性が存在する」ことを認め、その点に関するサンデルの指摘は鋭いと評価している⁽²⁴⁾。確かに、市場は取引を強要することはないが、その財が商品化した時点で、市場社会がその財を商品として扱われるべきものだという価値判断を下していること、およびそうしたメッセージを社会の構成員に与えていることは確かである。それが人によっては、社会的圧力と感じられることもある。特に、価値観の形成途上にある子どもや若い世代への影響は大きく、従来お金とは結びつけられてこなかつ

た美徳や習慣への影響は無視できない。

しかしこの問題は、市場での取引を快く思わない人たちへの影響だけでなく、市場で取引されることを歓迎する人への影響という観点からも考えてみなければならない。森村は、財の商品化に関して、それが問題となる場合とならない場合を分ける基準を明確にすべきだと指摘する。とりわけ商品化を法によって規制するならば、道徳的に非難するだけでなく、それが具体的にどのような害悪をもたらすのかを示さない自由社会では受け入れられない。というのも、法による規制を求める側は、国家権力を用いて、他人も自分と同じようにすることを強いるからである。確かに、自由市場で財を売る側は、それを望まない側に対して道徳的な不快感を与えているかもしれない。としても、だからといって即、財を売ってはいけないというわけではない。財を売ること、「他の人々の権利を侵害するか、あるいは社会的に大きな害悪を与えない限り、その事実が行動の自由を制限する理由にはならない」。サンデルが公共政策を論じるなら、危害原理を踏まえよう⁽²⁵⁾。その制限のための基準を示すべきである。

しかも、市場は、新たな商品を開発し販売することで、社会発展を進めてきた経緯がある。もし新たな商品化のたびに道徳的議論をして制限すべきかどうかを決めていくことになれば、市場の自由さ、意義が失われてしまうだろう。市場は多様な価値が現れる舞台であり、選択の自由が保障される場である。価値観の違いから少数派と多数派に分かれても、それが強制されないとともに市場の魅力がある。また、厳格な法的規制がかけられないかぎり、道徳的規制に同意をしない人

びとがこうした批判を掻い潜って商品化を押し進めるのが現実であるう。

こうした市場の価値を重んじる森村の立場からすると、サンデルが「いかなる商品化なら構わなくていかなる商品化なら許されるべきでないのか、基準を与えようとする」とのは重大な欠陥だということになる。サンデルは、この点、時間をかけて議論すべきだというだけで、「むしろ意図的に態度を曖昧にしているのではないか」と疑えるときさえ指摘している。さらに、具体的な事例分析をみる限り、「少し意地の悪い見方をすれば、サンデルは自分が子どもの時にすでに実現していたような商品化（たとえば生命保険）は受け入れるが、それ以降に導入された商品化（たとえば命名権ビジネス）には反対するように見える」とも述べている。こうした視点からすると、サンデルの議論は特定の価値観を押しつける議論ということになる。

確かに、サンデルが市場での売買を批判する根拠が、サンデル自身の価値観、特定の時代や共同体に属する、特定の個人の価値観に基づいたものにすぎないならば、こうした批判に反論することは難しくなる。ただ、サンデルは、共同体主義が多数派の価値観の押し付けになるなら自らは共同体主義者ではないと述べたことからわかるように、ある特定の時代、特定の共同体の価値観を押しつけることで問題が解決するとは考えていない。

では、市場に道徳的制限を課す基準についてサンデルは何を語っているだろうか。具体的な事例分析から読み取れるのは、生命および人格の尊重、自律および自尊心の尊重、ある程度の平等の実現、所得や

富の格差による分断の阻止、市民的義務意識や公共心の維持、連帯の涵養といった価値を重視し、それらを傷つけるような商品化を問題視しているという点である。とくに、お金をインセンティブとして利用することで人を操作可能な存在に貶めること、それによって自尊心を傷つけること、市民の義務意識や公共心を汚すことを懸念している。

ただ、歴史的にみても、市場は、身分制社会の拘束を打ち破り、自律や自由の尊重、平等な機会の提供などの価値をもたらしたものであるため、サンデルが指摘している、人格の尊重、個人の自律的判断やそれに基づく行為の自由や自律の尊重は、市場の基本倫理と捉えることもできる。とすると、サンデルの議論の特徴は、自由や自律の尊重という市場が本来的にもっている道徳的限界に加えて、公共心の涵養や連帯の維持といった価値によって、さらなる道徳的制限を課そうとする点にあるといえる。言い換えれば、サンデルは、市民的義務意識や連帯感、共同の社会を構成する人間としての責任感、公共心や献身的態度を維持し発展させることを、市場における自由よりも優先すべきだと考えているのである。

こうした考え方は、市場における自由に対する共和主義的な価値の優位と表現できるのではないだろうか。サンデルは、共和主義的政治理論の中心的な考えは「自己統治に共に加わることによってこそ自由がある、というもの」²⁷⁾だと指摘している。自己統治とは、「同胞市民たちと共通善について熟議し、政治的共同体の運命を協働して形成する」ことである。サンデルにとって自己統治の自由、政治における自由は、市場における自由に優位するものであって、市場という経済的

な仕組みは、「自己統治に親和的なものかどうか」という観点からその正当性を問われるべき存在なのである。²⁹⁾市場は、市民の徳を涵養する人格形成的な政治のもとにあるべきものであって、中立的であつてよいと考えるべきではない。

その意味で、市場が生み出す不平等の問題も、こうした共和主義的な自由の観点から問い直されるべきと主張する。この点に関して『民主政の不満』のなかで、以下のように述べている。

共和主義的な伝統においては、過度の不平等は富者と貧者双方の人格を墮落させ、自己統治に必要な共通性を破壊することによつて、自由を侵害する³⁰⁾と考えられている。アリストテレスは、過度な財産を持つ人が最良の市民になると考えていた。富者は享樂に惑わされ野望に傾きやすいため服従を拒む一方で、貧者は窮乏に駆られ妬みに走りやすいため統治に適さない。貧富の格差が極端な社会は自己統治が必要とする「友愛の精神」を欠く。「共同体は友愛に依存する。友愛ではなく敵意が存在する時、人々は同じ道を歩くことすらできない」。ルソーも同様の根拠に基づいて、次のように述べている。「市民は他の市民を買うことができると豊かであつてはならず、自らを売らねばならなくなるほど貧しくはならない」。絶対的な平等は不可能だとしても、民主主義的な国家は「大金持ちも物乞いも受け容れてはならない」。なぜなら、どちらの境遇も「ともに共通善に対して致命的である」からである。³⁰⁾

市場原理の優位のもとお金がものをいう領域が拡大していくことで、富者と貧者が公共空間においてともに何かに従事し交流していく機会は奪われる。また共通の経験のために共に集まり共有の習慣を形成していく機会の減少は、共通の市民的（公民的）アイデンティティの育成を困難にする。市場における不平等や格差の拡大を、個人が自らだけ考えてはいけけない。自己統治の実現という大義からその問題性を問うていかなければならない。

このように市場に道徳的制限を課す基準は、自己統治の実現が可能かどうか、それを阻む不平等や分断が生じてないか、自己統治の基礎となる公民的徳を傷つけないか、という観点から決めていくことになる。市場はわれわれの道具である。道具である市場が、所持金の多寡、懐具合で、生活が全く異なっていくという隔離や分離の問題を生み出し、出自や社会的立場の異なる人たちが、互いについて知ろうとしなくなり、ともに語り合うこともしなくなつて、自己統治の実現からますます遠ざかつていくよう促しているならば、それに歯止めをかけるければならない。市場の道徳的限界はそうした観点から積極的に設定されるべきものとなる。

とはいえ、どの財やサービスに対して市場での取引を禁止するのかという点について、具体的な言及や基準の提示がなされていないという課題は残つたままである。その点については、それぞれの社会で営まれる自己統治の場において、市民が討論して個別に決めていくべきことであるとされる。とはいえ、そうした話し合いによる決定が実際

に可能かという点については批判も多い。次に、共和主義的な価値から市場の道徳的限界を語り合う政治は可能かという点の検討に入っていく。

第二節 市場の道徳的限界を議論する政治は可能か

サンデルは、自己統治の実現という共和主義的価値から市場に道徳的制限を課すべきだと主張している。自己統治という政治的自由の重要性を鑑みれば、市場の自由は制限されるべきだとするものである。サンデルは市場を道具とみて、社会を構成する市民が政治においてどのように使うかを定めるべきものとしている。つまり、市民たちは、市場で売買されているものに対して、「果たしてこれは売ってもよいのか」からはじまり「市場のあり方はこれでよいのか」「市場原理を適用すべきでない領域はあるのか」「市場原理に逆らっても守るべき価値は何か」と議論を展開していくべき存在なのである。言い方をかえれば、市場に道徳的制限を課することができるかどうかは、自己統治という理念に基づく政治が実効性をもっているかどうかの試金石なのである。

こうしたサンデルの政治観、すなわち市民が市民的徳や共通善といった価値へと踏み込んで正義を論じる営みこそが政治だという主張が、リベラルな正義論を展開する論者との争点になっていることは言うまでもない。サンデルは、「善に対する正の優位」を唱えるリベラリズムの正義論や権利論に基づく国家のあり方を「手続的共和国」と呼んで批判している。この共和国では、社会的な善や目的よりも、

個人が「権利」を行使するための手続きを重視する。道徳的判断は棚上げされ、自己統治に必要な市民的徳が何かについても語られず、共同体の一員としての人間理解は背景に退き、共和主義的な自己統治に基づく政治は遠ざかるばかりである。

ここでサンデルの正義論の特徴を笹倉秀夫の分析に依拠して確認しよう。笹倉によれば、ある基準に合致しているという意味で正しいことである「正義」は、「A・ルールにかなっていること」（ルール正義）、「B・人をその値に即して扱うこと」ものを相手に正しく帰属させる権利尊重・制裁と、正しい分配（均分的正義と配分的正義）（帰属正義）、「C・真・善・美・聖等にならなっていること」道徳・学問・芸術・宗教的価値・人間観・国家観等にならなっていること（価値適合正義）の三つに分けられる。この三つは、相互に相異なり、相対立する場合もあるが、相互に強調（協調）し合うこともある。サンデルは、『これからの「正義」の話しよう』やその他の著作で、社会の美徳や事物の持つ論理に関わる議論を正義論として展開しているが、それはCの価値適合正義を重視しているからである³¹。現在の正義論では、AとCは必ずしも一致する必要はなく、対立しながら持続することもあるとされており、AおよびBを中心に議論がなされているのであるが、サンデルが目指すのは、こうした正義論の射程を広げることである。しかし、価値観が多元化している現代社会でCにおいて一致を得ることは難しい。それゆえ、リベラリズムの立場からは、Cから独立して正義を構築することの重要性和緊急性が唱えられている。例えば、渡辺幹雄は、現代社会の根幹に「理性的な多元主義の事実」があると

指摘する。そこでは、それぞれに合理性をもった意見や価値観が多数存在し、価値に関わる問題についての合意に至ることは容易ではない。それゆえ、正義の原理は、「討議が時間切れ、認識能力の限界、あるいは物別れなど、デッドロックに突き当たることを見越して立てられる規範」でなければならぬ。正義の「政治的」構想は、こうしたデッドロックに突き当たったその先において、いかなる規範に従うべきかを真摯に考える議論なのである。それに対して、「サンデルの立場は、とどのつまり「話せば分かる。いな、分かるはずだ」という希望的観測の精神論を超えていない」⁽²²⁾。渡辺は、サンデルが合意の難しさや道徳的信念を披露されることへの嫌悪が広がることに対して懸念を表明している点を踏まえつつ、それでもなお、「そこから先はどうなるのか」という問題が残ることを問題視している。

こうしたリベリズムの「政治的」正義構想に対しては、自己統治を求める共和主義の立場から、正義が価値および価値をめぐる論争から切り離されることになり、市民によるコントロールが及ばなくなっていくのではないかという批判がある。例えば、大森秀臣は、リベリズムが、「個人の自由を保障するために、法的枠組みを審議や参加という政治の営みによっては左右できない、不動の所与とする」こと、つまり「われわれの社会生活を規律する法的枠組みを、われわれの手の届かないところに置くこと」は問題であるという。確かに、こうした仕組みは、個人が自由に各自の善き生を追求する私的領域を、政治の介入や公権力の恣意的行使から保護することに寄与するであろう。しかし他方、「われわれ自身が、政治の営みを通して、法を創造し、

あるいは正統なものとして受けいれるような回路や継続のプロセスを閉ざして」しまうのではないか、「自己統治としての自由を失わせ、法的枠組みの公共的正統性をもなくしてしまう」のではないかと憂慮する。そもそも、政治過程では、従来「私的」なものとして顧みられなかった声なき声、他者のまなざし、不可視の欲求が、さまざまな対話やコミュニケーションの過程で見出され、他の声や欲求と合流し、次第に広く認められ、立法や政策に反映されるというダイナミックな審議プロセスを通じて、私的領域に追いやられた人々が、公的決定にアクセスできるような回路が開かれるべきである。リベリズムは、正義の名の下に「政治的なるもの」つまり自己統治的な政治のあり方を極端にまで切り詰めているのである⁽²³⁾。共和主義的政治観からすると、リベリズムの正義観は、価値観が多元化していることを理由に善の問題に踏み込まず、自己統治という重要な課題を看過していることになる。

このように「正義と善」の関係という観点からすると、リベリズムと共和主義の政治観は、水と油のように相容れないもののようにも捉えられる。しかし、市場の道徳的限界という問題を考えるとき、その対立に縛られる必要はそれほどないのではないか。そもそも、リベリズムがデッドロックに突き当たったときのルールを正義として考察しているとしても、デッドロックに至る前の価値をめぐる論争を禁止しているわけではない。思想の自由、発言の自由を重んじる以上、共に生きる社会の原理を活発に議論することに否定的なわけでもない。市場の道徳的限界という点でも、市場における自由を絶対視する

とは限らず、公正という観点からそこに制限を加えていくことにもやぶさかではない。個人の権利の実現や他者の自由の侵害、平等な機会の提供といったリベラルが重んじる価値の観点から、現在の市場社会のあり方を厳しく批判する見解もある。サンデルは、分断という視点から市場における不平等を問題視するが、どの程度の不平等が問題なのかという点にまで入り込むなら、リベラルな正義論が展開している平等論から多くの重要な洞察を得ることもできるだろう。また、その正義論は、人格の尊重、平等な権利保障などの価値を基礎としているのであって、そうした価値に訴えることで、生々しい声を拾い上げ、政治的回路を開くことも可能であろう。市場における不平等の問題に対して、リベラルな正義論から得るものは大きく、成果の共有が可能でありかつ重要である。ただ、共和主義の立場が求める市民的徳や共通善といった価値の内容が不明確である場合や幅広く合意が得られていない場合に、市場に道徳的制限を課すことはリベラリズムの立場からは容認できないであろう。市場は、個人の自由と自律、相互契約を基礎とする仕組みであるから、それに制限を課すためには明確な説明や基準が必要となる。共和主義的な価値が明確な説明や基準を生み出せるかが焦点となる。

そこで共和主義者たちは、市場のあり方やその問題点、市場主義の拡大に抗して守るべき価値の内容についての議論を活性化させようとする。とはいえ、サンデル自身も認めているように、現状において市場の道徳的限界についての議論が活発だとは言えない。市場における自由は、個人に具体的な利益をもたらすとともに、社会の功利の総和

を増大させ、社会の発展を実現させると広く信じられているなかで、制限の基準を論じようとする意欲がどれほど市民にあるだろうか。自己統治への願望、市民的徳の備わった市民ならば、すずんで議論しようとするかもしれないが、肝心のそうした願望や徳が失われつつあることは認めざるをえない。市民的徳を涵養するためには公の討論の実践が必要で、それを政治に組み込まなければならぬが、他方で、市民の側にこうした道徳的判断に踏み込む政治への参加意欲がなければ、公の討論の実践は形式的で空虚なものとなる。

そもそも政治への参加意欲の源泉はどこにあるのか。それは、共同体の一員であるという意識とそれに伴う責任感、参加することによって得られる充実感であろう。サンデルが共同体および共同体への所属意識や忠誠を重視して、「位置づけられた自己」観に立脚することの重要性を指摘しつづけているのもそれ故である。サンデルは、人びとの自我を構成する、選択的ではないものとして共同体を理解すべきであること、これまた選択的ではない市民的義務や連帯感に基づいて行動する公民的美徳が重要であることを一貫して主張する。『民主政の不満』の結論においても、公民たるための資源は、今でも「場所や物語、記憶や意味、そして出来事やアイデンティティといった、私たちが世界に位置づけ、私たちの生に道徳的な特定性を与えるものの中に見出せる」と述べている。「アリストテレスのポリスの時代から、共和主義的な伝統は、自己統治が特定の場所に根ざした活動であり、またその場所やそれが具現化する生活様式に忠誠を持つ市民によって担われる活動であると見なしてきた」ことに本質的な変化はない。それ

ゆえ、「選択していない道徳的・公民的な紐帯によって負荷を追わない、自由で独立した自己としての市民イメージにおいては、自治に必要な公共精神を維持することができない」ということになる。³³⁾

ただサンデルが、続いて指摘するとおり、現代ではグローバルなメディアと市場が人びとを「境界や帰属を超越した世界」へと誘っている。地域から国家、さらには世界全体に至るまで多重的な場での政治が求められている昨今、こうした共同体の一員であるという意識や道徳的紐帯に伴う責任感や義務感もまた、固定的で単純なものではありえない。そうした点を考慮して、現代の政治に求められるのは、「多重に位置づけられた自己 (multiply-situated selves) として思考し、行動し得る市民」であるという。そしてその市民に特有の公民的な美德は、「時には重なり合い、また時には対立する複数の要求をうまく調整していく能力であり、多重の忠誠がもたらす緊張関係の中で生きる能力である」という。³⁴⁾

しかしこうした調整能力を発揮して人格内部に多元性を抱えつつけて政治に向きあうこと自体が難しいことはサンデル自身も認めており、また他の論者からも指摘されている。例えば、駒村圭吾は、サンデルの公民的共和政構想について詳細に検討した結論として、「多元社会における価値衝突に対する自覚に欠けている」と指摘している。³⁵⁾

価値対立の調停原理としてリベラリズムには、「権利」の戦略があるのに対し、サンデルの場合は、利害を共有する運命的共同体の構築に主眼が置かれ、価値対立なき共同体への郷愁を示すばかりで、「多重に位置づけられた自己」多層的な位置を持つ自己³⁶⁾が複数の自己同一化

対象を持つが故に発生する複数帰属競合や義務衝突を調整する原理的可能性を示せていない、というのである。³⁷⁾

このように現代社会に生きる市民は、「位置づけられた自己」として自己統治への意欲を奮い立たせようとしても、多重に位置づけられているがゆえの難しさを抱えている。加えて、市場がグローバル化・拡大化するなか、市場における道徳的限界を語り合うことへの虚しさが増大しているという逆風もある。市場の道徳的限界について語ることで、市民が活発な議論を展開すること、そして何らかの合意が得られ実際に市場に道徳的制限を課すこと、いずれの段階においてもその歩みは簡単なものではない。しかしながら、サンデルが市場原理の拡大により生じたとして問題にしている不平等や腐敗の事例に放置しておくべきでないものが含まれていることは確かである。様々な困難を伴うことを考慮すれば、リベラリズムとの立場の違いに拘泥せず、その権利論や平等論の成果をも踏まえつつ、市場のあり方を自己統治という理念から問い直していく努力を続けていくことが求められている。

おわりに

市場における自由と政治における自由の意味の違いを考えるとき、サンデルが展開する市場の道徳的限界についての議論は示唆的である。現在多くの人にとって、自由とは市場における選択の自由であり、他方自己統治という意味での政治における自由は、理念としては知っ

ていても、自らの日常とはかけ離れた縁遠いものとみなされ、忘れ去られつつある。そうした趨勢に抗して、サンデルは、興味深い具体例を多数挙げつつ、市場原理が日常生活の領域に入り込むことで生じる道徳的問題を指摘し、そうした道徳的問題に対して市民がともに語り合い解決を模索していく政治の営みの重要性を説いている。こうしたサンデルの問いかけが政治における自由を意識させる実践として意義をもっていることは確かである。

そもそも、お金があれば機会が均等に開かれている市場の仕組みが自由と強い結びつきを持っていることは疑いない。とりわけ、生まれてからずっと豊かなモノで溢れる市場に慣れた世代にとって、またこれから生まれてくる世代にとって、市場での自由こそが社会の根幹にあるものだという考えに違和感を持つことはあまりないのかもしれない。市場原理での中心的な行為である消費行為をモデルにして、あらゆる社会領域の活動の有効性や意義を考えがちなのも頷ける。お金を支払うなら、相手がそれに同意するなら、その取引に制限を課す必要はないとする発想に問題を見出しにくい。そもそも消費行為では自分の欲望が出发点にあるが、高度な消費社会にあって、その欲望は煽られることはあっても、社会的・道徳的制限を加えられることは少ない。主として欲望の制限として機能するのは、所持金の多寡である。となると、自由に欲望を満たすためにすべきことは、何らかの方法でお金を手に入れることだということになり、逆に言えば、お金さえあれば何でも手に入れられる社会こそが自由な社会として歓迎されることにもなりかねない。こうした自由の意識が世代を問わず広がっていくと、

お金で買えるものを制限しよう、お金での取引に委ねてはならないものがあるのか立ち止まって考えようという呼びかけは、古臭い道徳主義として、受け入れられがなくなっていくのかもしれない。市場原理に対する抵抗は自由への抵抗と理解され、そうした自由足かせをかそうとする道徳的政治は忌避されていくことになりかねない。

市場における自由を自由のモデルとして捉え、市場原理に身を委ねることに慣れた市民は、国政や地方自治という現実の政治の場でも、市場におけるのと同じ原理で行動する。つまり、市場における取引の場合と同様、政策決定や政治的決断の場でも、本来何が望ましいかよりも、それを実現するためにどれだけのお金が必要でそれに見合うものかどうかを考慮するようになっていく。政治の限界を定めるものもまたお金だということになる。価値を語ることに、目的を定めることは、価値や目的についての見解が分かれているがゆえに、労多くして益の少ない徒労だと意識され、後回しにされていく。

政治は、価値観の異なる他者との粘り強い話し合いにより社会を統治していくこうとする営みである。しかし、それは面倒なことであり、できることなら回避したいと思う人が多いのも不思議ではない。話がやや飛躍するが、こうした政治嫌いは、人工知能によるビッグデータの分析結果への信頼と結びつくと、ますます加速化するかもしれない。つまり、お金と時間をかけて市民たちが議論していくよりも、ビッグデータ分析に基づく人間行動の予測をもとに、アーキテクチャやナッジという方法で、無意識的に人々の行動を操作していくほうがずっと楽で効率がよいとみなされていくことである。AIが出した答

えは、理由はわからないが正しいのだと受け取られるなら、あえて人間が議論する必要はない。自己統治を意味する政治における自由は、幻想や過去の遺物と捉えられ、葬りさられるかもしれない。

そんな趨勢に逆らって、自己統治や政治における自由を実現しようとする者にとって、サンデルの理論ならびに議論のテーマを提示し実際に人々に議論する機会を提供している実践には学ぶ点が多い。しかしそこから見えてくる課題も多く、より具体的に、政治における自由のような困難があるのか、また様々な困難に立ち向かえる市民とはどのような存在か、どのような能力や資質を持っているのかを、考えていかなければならない。稿を改め、引き続き、政治における自由とその担い手たる市民像について検討していきたい。

注

- (1) Michael J. Sandel, *What Money Can't Buy: The Moral Limits of Markets* (Farrar, Straus and Giroux: Reprint版, 2012), p. 9. 「マイケル・サンデル著 鬼澤忍訳、『それをお金で買いますか—市場主義の限界』(早川書房「ハヤカワ文庫版」二〇一四年)、「二二頁。」
- (2) *Ibid.*, pp. 9-10. 「同上書」二二三頁。」
- (3) *Ibid.*, p. 10. 「同上書」二二三頁。」中国での出産許可書の売買による道徳的問題を以下のように指摘している。「そのシステムにそのかされた一部のカッブルが、他のカッブルに賄賂を贈って子どもを産む機会を放棄させようとする。これでは、親の愛の規範が損なわれてしまう。親に子供を譲渡可能なもの、売りに出せる商品とみなすように促すことになるからだ。」(*Ibid.*, p. 75. 「同上書」一三三頁。)

- (4) *Ibid.*, pp. 132-136. 「同上書」一九三—一九九頁。」
- (5) *Ibid.*, p. 143. 「同上書」二〇九頁。」
- (6) *Ibid.*, p. 35. 「同上書」五七頁。」
- (7) *Ibid.*, p. 37. 「同上書」六〇頁。」
- (8) *Ibid.*, p. 76. 「同上書」一四四頁。」
- (9) 『これからの「正義」の話しよう』のなかで、サンデルは、大学入学の問題を取り上げている。ここでは、大学に限らず、社会組織にはそれぞれふさわしい使命というものがああり、それを尊重することの重要性を説く。しかし他方で、ふさわしい使命が何かということには議論が伴い、そうした議論を回避したい志向があることを以下のように指摘している。「正義をめぐる論争を、名誉や美徳、そして善の意味をめぐる議論と結びつけるのは、絶望的な意見の不一致を招く行為のように思えるかもしれない。名誉や美徳に対する考えは人それぞれだ。大学であれ、企業、軍隊、専門家団体、あるいは政界であれ、社会組織にふさわしい使命はたえず論争的になり、定まることがない。そのため正義と権利のよりどころを、こうした論争から距離を置いた場所に求めたいと思うのも無理はないだろう。現代のほとんどの政治哲学がしようとしていることだ。」Michael J. Sandel, *Justice: What's the Right Thing to Do*, (Farrar Straus & Giroux, 2009), p. 183. 「マイケル・サンデル著 鬼澤忍訳、『これから「正義」の話しよう—いまを生き延びるための哲学』(早川書房、二〇一〇年)、「二八八頁—二八九頁。」
- (10) Sandel, *What Money Can't Buy: The Moral Limits of Markets*, pp. 64-65. 「それをお金で買いますか—市場主義の限界」九八—九九頁。」
- (11) *Ibid.*, p. 68. 「同上書」一〇四頁。」
- (12) *Ibid.*, pp. 114-117. 「同上書」一六七—一七一頁。」
- (13) *Ibid.*, p. 59. 「同上書」九〇頁。」
- (14) *Ibid.*, p. 10. 「同上書」一三—一四頁。」
- (15) *Ibid.*, p. 118. 「同上書」一七三頁。」

- (16) *Ibid.*, pp. 11-12. [同上書、二五―二七頁。]
- (17) *Ibid.*, p. 125. [同上書、一八二頁。]
- (18) *Ibid.*, p. 9. [同上書、一二頁。]
- (19) *Ibid.*, p. 14. [同上書、二九頁。]
- (20) *Ibid.*, p. 15. [同上書、三〇頁。]
- (21) *Ibid.*, p. 126. [同上書、一八三頁。]
- (22) *Ibid.*, p. 130. [同上書、一八八―一九九頁。]
- (23) 森村進、「マイケル・サンデルの反自由主義コミュニティアニズム」、『橋法学』一五巻一号(二〇一六年)、三一―一七頁。
- (24) 杉田敦、「書評 手続的共和国は乗り越えられるか」、『サンデル著『民主政の不満』をめぐって』、『公共選択の研究』第五六号(勁草書房、二〇一一年)、六七―六八頁。この指摘に続いて、「しかし、逆に「善き生」が共有されなければならぬとすれば、それを個人の問題とする人々に苦痛を強いることになるのではないか、そうした別の非対称性もあるといえよう」と述べて、市場に規制をかけることが何らかの価値観の押し付けとなる可能性も指摘している。
- (25) サンデルが例に挙げている、成績の良い生徒への報奨金など、価値観の形成途上にある子どもが対象となる場合もある。学校という場で報奨金と成績が結びつけられたなら、そのことに不快感をもつ生徒は、市場のようにさっさとその場を去ることはできない。また学校の判断を権威として受け入れることで自分の不快感を疑い、そういうものだとしていくということも考えられる。
- (26) 森村、「マイケル・サンデルの反自由主義コミュニティアニズム」、三一―一七頁。森村は、以下のようにも指摘している。「サンデルは、ある行為が不道徳でなされるべきではないということと、それが公的に禁止されるべきだということの相違について、一般的に関心を持っていないのだろうか? 『それをお金で買いますか?』などサンデルの他の本を読むとそう思われる節もある。だが彼は単に個人的な生き方についてだけでなく公共政策について論じているのだから、自分がどちらの主張をしているのか、あるいは両方とも主張してい
- るのかについて、もっとはっきりさせるべきだ。」(同上、一五頁。)
- (27) Michael J. Sandel, *Democracy's Discontent: America in Search of a Public Philosophy* (The Belknap of Harvard University Press, 1996), p. 5. [マイケル・J・サンデル著、金原恭子・小林正弥「監訳」千葉大学人文社会科学学研究所公共哲学センター「訳」、『民主政の不満 公共哲学を求めたアメリカ(上)』手続的共和国の憲法』(勁草書房、二〇一〇年)、四頁。]
- (28) *Ibid.*, pp. 6-7. [同上書、五頁。]この問いに対する答えは、『民主政の不満』の第二部「公民性の政治経済」で論じられている。
- (29) こうしたサンデルの共和主義的立場について、森村は以下のように指摘している。「サンデルは本書「『民主政の不満』で「民主政 democracy」という言葉を「共和主義 republicanism」とほとんど互換的に用いている。むしろここで「共和主義」というのは現代アメリカの共和党とは無関係である。(サンデルはむしろ明確な民主党支持者である。)それは「リベラリズム」と反対に、個人にとつての善よりも「公共善」を、個人の自由よりもその人格形成と共同体の「自己統治」とを重視する思想のことである。サンデルは中途半端な共和主義者ではない。彼は(政治参加は単に自由の保障のために必要だという単なる道徳的価値しか持たないのではなく、人間性の開花にとつて不可欠な要素だ)という「強い共和主義」を提唱し、さらに現代の物質主義的なコンシューマリズムを公民的徳の不倶戴天の敵として抑制しようとする」。森村進、「マイケル・サンデルのコミュニティアン共和主義」、『橋法学』第一一巻第一号(二〇一二年)、四〇―二頁。
- (30) Sandel, *Democracy's Discontent: America in Search of a Public Philosophy*, p. 330. [小林正弥監訳、『民主政の不満―公共哲学を求めたアメリカ(下)』(勁草書房、二〇一一年)、二六一―二六二頁。]
- (31) 笹倉秀夫、「マイケル・サンデルにおける正義と道徳―併せてロールズ・井上達夫考―」、『早稲田法学』九〇巻三号(二〇一五年)、三七―四六頁。笹倉秀夫、「法への根源的視座」(北大路書房、二〇一七年)、一八一―三三頁。

- (32) 渡辺幹雄、『ロールズ正義論とその周辺—コミュニティニズム、共和主義、ポストモダンニズム』（春秋社、二〇〇七年）、一五四—一五五頁。また以下の点も指摘している。「サンデルが執拗に攻撃する「善に対する正の優位」なるものは、単に、どのような善き生を追求しようとも不可欠な基本的諸財を平等に保障しようということにすぎない。後にも見るように、ロールズは様々な善き生について「中立的」でなければならぬ、あるいは実体的議論を持ち込んでならぬ、などは一言も言っていないのである。」
- (33) 大森秀臣、『共和主義の法理論—公私分離から審議デモクラシーへ』（二〇〇六年、勁草書房）、一一三—一一七頁。
- (34) Sandel, *Democracy's Discontent: America in Search of a Public Philosophy*, p. 330. 『民主政の不满—公共哲学を求めるアメリカ（下）』、二八五頁]
- (35) *Ibid.*
- (36) 駒村圭吾、「公民的共和制構想と価値衝突—マイケル・サンデルを超えて」『白鷗法学』九号（一九九七年）、一三〇頁。
- (37) 同上、一一三—一四頁。駒村もまた、「サンデルは自分が好ましいと感じているある特定の共同体イメージを実は普遍化しようとしているかのような印象を与えるところもある」と指摘している。同上、一二九頁。